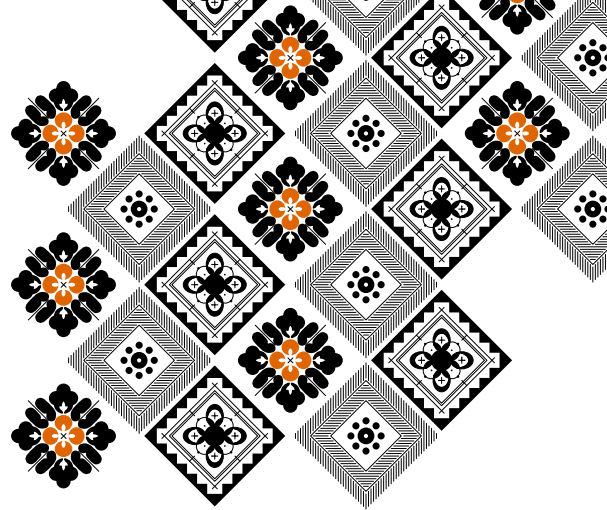
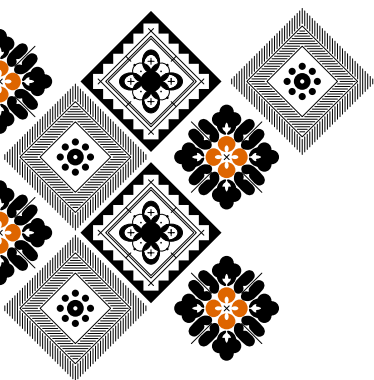


KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE

鹿児島県信用保証協会のあらまし



2025

Ⅱ ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、令和6年度の事業活動及び令和7年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらまし 2025」を作成しました。ぜひ御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、御理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和7年を迎えてからは、連日のように、アメリカのトランプ政権による関税政策と、それに対する各国の対応や、世界経済・各国経済への影響などが報道されてきました。アメリカとの相互関税等については、7月に合意に至ったとはいえ、中国経済の減速などもあり、依然として経済面での先行きの不透明さはぬぐえないところです。

県内の景況も、緩やかに回復しつつあるとはされていますが、人手不足に加え、原材料費や人件費の上昇を十分転嫁できない中小企業・小規模事業者にとっては、厳しい状況が続いています。

当協会では、これらの中小企業者等の資金繰りを支援するため、国の伴走支援型特別保証やその後継となる経営力強化保証を活用し、ゼロゼロ融資等の借換需要に対応してきたほか、経営者保証を免除する保証利用の促進にも積極的に取り組んできました。

また、昨年6月から国による「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正されたことを受け、保証付き融資の割合が高い事業者を中心に重点的に支援を行う先を選定し、主体的に経営支援に取り組むとともに、経営改善支援、再生支援、再チャレンジ支援の各ステージでの取組を強化してきたところです。本年3月には、「再生・再チャレンジ円滑化パッケージ」が取りまとめられ、保証協会の関係では、監督指針改正後のPDCAの徹底や、保証付き融資先の予兆管理の取組促進などが盛り込まれており、今後これらへの対応も求められています。

当協会としては、人手不足や物価高騰等の影響により、多様な経営課題に直面する中小企業者等に対して、引き続き、地域金融機関や支援機関と連携・協働しながら、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着等に向けた取組など、親身かつきめ細かな金融支援と、中小企業者等の収益力改善に向けた早期の経営支援に取り組んでまいります。

最後に、当協会は、信用保証と経営支援を通じて、地域経済を支える中小企業者等の皆様に寄り添い、良きパートナーとしてともに歩み、その可能性や未来を応援するための各般の取組を役職員一丸となって進めてまいりますので、今後とも皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月

鹿児島県信用保証協会

会長 川 野 敏 彦

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE 2025

鹿児島県信用保証協会のあらまし

■ 鹿児島県信用保証協会の概要	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 令和6年度の主な取組	13
■ 広報活動	19
■ 令和6年度事業実績	21
■ 令和6年度収支報告	25
■ 基本財産	29
■ コンプライアンス態勢	30
■ 個人情報保護宣言	31
■ 役員・機構図	33
■ お問い合わせ	34

鹿児島県信用保証協会の概要

基本理念等

昭和50年4月に制定した「経営理念・経営方針・執務三則」が制定後半世紀近く経過したことや、その間に信用保証協会を取り巻く環境が大きく変化していること等を踏まえて、令和4年4月、「基本理念・ビジョン・行動指針」を新たに制定いたしました。

策定に当たっては、公募した職員7名による経営理念等検討委員会を設置し、全職員を対象とした意識調査や意見交換会等を実施するなど、役職員全員参加のもと、真摯かつ丁寧に議論を進めました。

新たな基本理念のもと、職員一人ひとりが、誇りとやりがいをもち、関係機関との連携・協力を大切にしながら、信用保証と経営支援を通じて中小企業等の支援に努め、当協会の公的使命と社会的責任を果たしていけるよう取り組んでまいります。

(令和4年4月1日施行)

基本理念

私たちは、信用保証と経営支援を通じて鹿児島を支える中小企業の未来を応援し、地域経済の活力ある成長・発展に貢献します。

ビジョン

私たちは、常に中小企業に寄り添いながら、その可能性を後押しし、一歩を踏み出す力になる保証協会を目指します。

行動指針(私たちの5つの誓い)

- 1 中小企業とともに歩むパートナー**
私たちは、中小企業に信頼され親しまれる良きパートナーとして、ともに歩み、ともに成長を喜びます。
- 2 関係機関との連携**
私たちは、金融機関や中小企業支援機関等との連携・協力を大切に、一体となって中小企業を支えます。
- 3 不断の挑戦**
私たちは、固定観念にとらわれることなく、常に時代の変化を感じ、積極的に自己研鑽に取り組み、挑戦する人間を目指します。
- 4 働きがいのある職場**
私たちは、コミュニケーションを重んじ、互いを尊重しあえる働きがいのある職場づくりに努めます。
- 5 地域社会への貢献**
私たちは、鹿児島に誇りを持ちながら、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

プロフィール

創 立	昭和23年10月12日
根 拠 法 律	信用保証協会法に基づく法人
事 務 所	鹿児島市加治屋町14番3号
常勤役職員数	61名(令和7年6月末現在)
基 本 財 産	176億19百万円(令和7年3月末現在。以下同じ)
保証債務残高	23,060件 2,101億54百万円
利用企業者数	14,938企業
保証利用率(※)	32.63%

(※)保証利用率＝利用企業者数14,938企業÷県内の中企業者数45,780企業



沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更許可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)
令和 3年 7月	事務所移転(鹿児島市加治屋町14番3号)

ロゴ・キャッチコピーについて



一步を踏み出す力になりたい

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。
「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業者等の発展を躍動する桜島の裾野の末広がりで表現しています。

【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。
協会ビジョンでも謳っています。

経営計画

第7次中期事業計画

令和6年度～令和8年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境を踏まえ、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、令和6年度から令和8年度までの3か年において、以下の業務運営方針に掲げる事項について取組んでまいります。

- 1 中小企業者等の多様な資金ニーズに応じた保証の推進
- 2 中小企業者等への効果的な資金繰り支援のための金融機関等との連携強化
- 3 経営改善・事業再生支援等の充実・強化
- 4 的確な代位弁済の履行と効率的な求償権の管理・回収等
- 5 中小企業者等に信頼される組織・体制づくり

令和7年度経営計画

業務環境

1 | 鹿児島県内の景気動向

最近の鹿児島県内の景気動向は、コロナ禍を経て社会経済全体としては安定感を増しつつある中、雇用・所得環境が改善する下で個人消費が緩やかに回復するとともに、インバウンドの復調に支えられ、本県経済は緩やかな回復が継続している。

しかしながら、海外経済の不確実性が強まっており、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響等に注意する必要がある。

また、人件費を含めたコスト上昇分の価格転嫁の進展と、その下での消費動向にも注目する必要がある。

2 | 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）を取り巻く環境は、全体としては持ち直しの動きが続く一方、原材料価格の高止まりや慢性的な人手不足に加え、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担もあり、今後の企業倒産増加が懸念される。

さらには、価格転嫁やデジタル化への遅れなど課題は多く、中小企業者等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

業務運営方針

1 | 中小企業者等の多様な資金ニーズに応じた保証の推進

借換え支援等の資金繰り支援に加え、中小企業者等の創業期、拡大期等のライフステージにおける多様な資金ニーズに応じた支援が求められていることから、きめ細かな保証対応を行っていく。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するため、経営者保証を不要とする保証利用を推進する。

さらに、信用保証業務のデジタル化の推進や審査事務手続の見直し等により保証審査体制の充実を図る。

2 | 中小企業者等への効果的な資金繰り支援のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の個々の経営実態に応じた、効果的な資金繰り支援を行うため、日頃から金融機関との対話を通じた情報共有と支援の方向性についての目線合わせを行うとともに、その他の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組む。

3 | 経営改善・事業再生支援等の充実・強化

経営改善支援連絡会議を通じた早期の経営改善支援や事業承継支援に努めるほか、経営改善・事業再生フェーズにおいては、重点的に支援を行う先を選定し、金融機関や中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等とも連携しながら、積極的な対応を図る。

また、経営支援の効果的な実施に向け、当協会の経営支援の取組による改善指標及び目標値を定め、定量的な評価と検証を行う。

さらに、金融機関や活性化協議会等の支援機関との連携強化や職員の経営支援に係るスキルアップの取組を通じて、経営支援・事業再生支援体制の充実を図る。

4 | 的確な代位弁済の履行と効率的な求償権の管理・回収等

金融機関との連携のもと、債権保全等適切な措置と債権管理の徹底により、適時・的確な代位弁済の履行に取り組む。

また、不動産担保が減少する一方で、法的整理による債務整理案件の増加等、回収環境の厳しさが増していることから、迅速かつ効率的な管理回収に努め、回収の最大化を図る。

さらに、代位弁済後も事業継続し、再生の可能性のある中小企業者等に対しては、関係機関と連携し、再チャレンジ支援に取り組む。

5 | 中小企業者等に信頼される組織・体制づくり

中小企業者等や関係機関から信頼される組織として、公的使命と社会的責任を果たしていくため、更なる基本理念等の定着に取り組む。

また、安定的かつ持続可能な協会運営のための経営基盤の強化やコンプライアンス態勢の充実・強化、リスク管理体制の確立に努めるほか、人材育成や働きやすい職場環境の整備、デジタル化の推進などに取り組む。

さらに、様々な広報媒体を用いた積極的な広報活動による当協会の認知度向上や関係機関との連携強化を図るとともに、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を推進し、地域社会への貢献に努める。

事業計画額

令和7年度の保証承諾等の主な業務数値（計画額）は、次のとおりです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	480億円	88.9%
保 証 債 務 残 高	1,880億円	87.0%
代 位 弁 済	47億円	117.5%
実 際 回 収	4.5億円	91.8%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

- ① 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- ③ 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- ⑥ 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- ⑧ 協会は、⑦の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

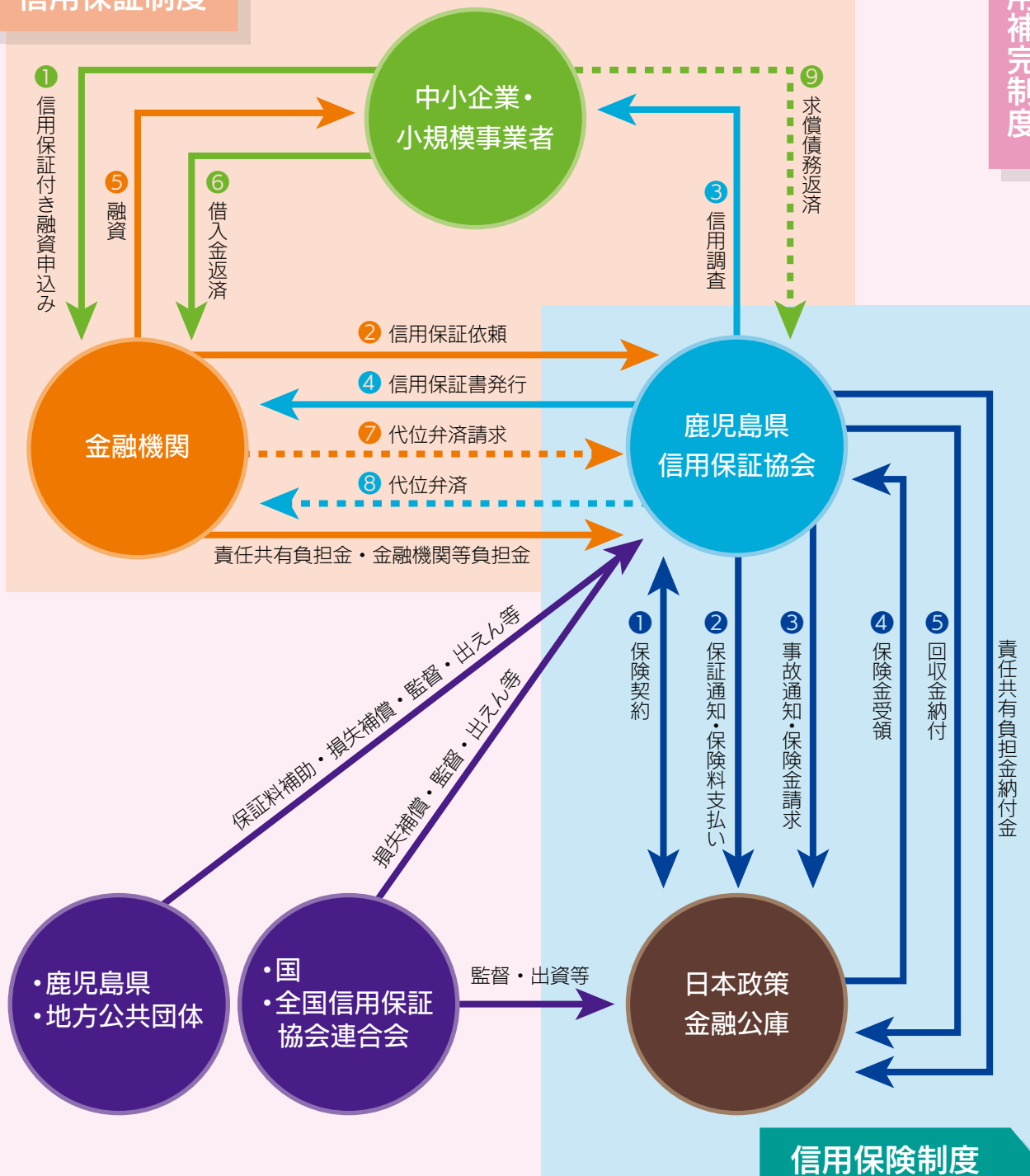
信用保険制度

- ① 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、③の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率（代位弁済額の元金の通常 70%または 80%）で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

信用補完制度

信用保証協会は、
中小企業の資金調達時に保証人となることで資金供給を円滑化

信用保証制度



日本政策金融公庫は、
信用保証協会が行う信用保証リスクの概ね8割をカバー

信用保証の概要(1)

信用保証の対象となるかた

法人の場合は、本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業主の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、特定非営利法人(NPO 法人)で、次の企業規模・業種等の一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用できます。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資本金	従業員数 (小規模事業者)
製造業等 (建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下 (20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下 (5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下 (5人以下)
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
宿泊業 (旅館業除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下 (20人以下)
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (20人以下)
医療法人等	—	300人以下 (20人以下)

(注 1) 臨時の使用人、会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。

(注 2) 組合の場合は当該組合が保証対象業種を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいることが必要です。

(注 3) 資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%以上を超えている場合は、従業員数の確認資料(労働保険概算増加概算・確定保険料申告書等)の写しが必要となります。

(2) 業種等

農業(一部の保証制度を除く)、林業、漁業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO 法人を除く)等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業態についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または受ける)ことが必要です。

その他、信用保証の対象とならない場合の主なものは次の通りです。

- ・協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がある方
- ・税金や社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない方
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分を受けている方
- ・協会(当協会以外も含む)の代位弁済先で、求償債務が残っている方
- ・破産、民事再生等の法的整理手続き中(申し立て中を含む)の場合

暴力団などの反社会的勢力とは取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断の取組強化の一環として、信用保証委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込もお断りしています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。
また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）	2 億 8,000 万円
組合	4 億 8,000 万円

★このほかに、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の別枠保証もあります。

★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。

★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

個人事業者の場合、原則として連帯保証人は不要です。法人（組合含む）の場合は、必要となる場合があります。「経営者保証を不要とする取扱い」については以下をご覧ください。

経営者保証を不要とする取扱いについて

次の①～③のいずれかに該当する法人の場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者保証を不要とする保証の取り扱いをすることができます。なお、保証料の上乗せの手法を活用した取扱いについては、13 頁をご覧ください。

①金融機関連携型（全保証制度共通）

下記の①および②を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている（または図ろうとしている）

①	取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）
②	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている

②財務要件型（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）

直近決算において下表の基準（a）から基準（c）のいずれかに該当していること

②および③については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

項 目		基準（a）	基準（b）	基準（c）
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率（%） 純資産額 ÷ （純資産額 + 負債の額） × 100	20% 以上	20%以上	15% 以上
	純資産倍率 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③	使用総資本事業利益率 （営業利益 + 受取利息・受取配当金） ÷ 純資産額 × 100	10% 以上	10%以上	5% 以上
	インタレスト・カバレッジ・レシオ （営業利益 + 受取利息・受取配当金） ÷ （支払利息 + 割引料）	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

③担保充足型（全保証制度共通）

申込人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること

※担保提供者が申込人以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。

信用保証の概要(2)

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容の評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率 %)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

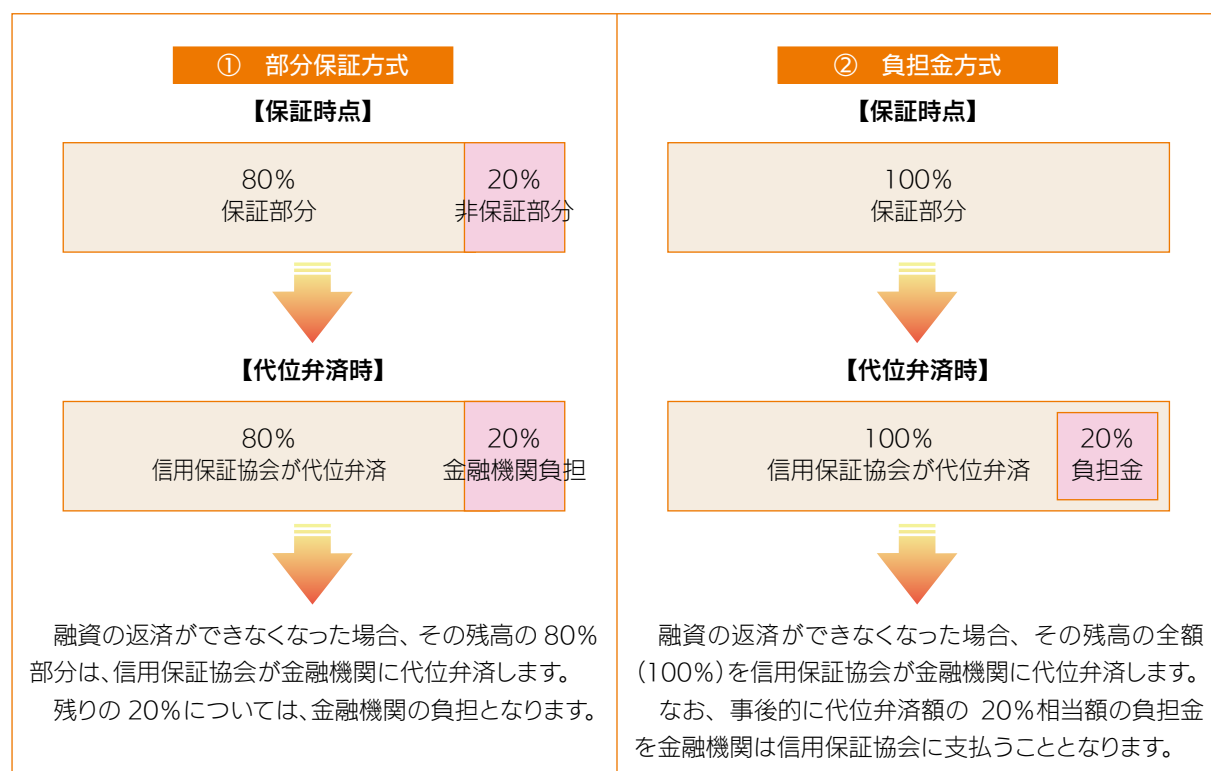
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援（経営支援・再生支援等）することを目的としています。

責任共有制度は、平成 19 年 10 月から導入され、従来、原則 100% であった保証付き融資は、原則として、信用保証協会が 80%、金融機関が 20% の割合で責任を共有することとなりました。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1～4号、6号（5号については、平成 30 年 3 月 31 日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外）
- 災害関係保証
- 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- 特別小口保険に係る保証（中小企業信用保険法第 1 号～6号の小規模企業者に限る）
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度
- 求償権消滅保証
- 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの）
- 危機関連保証

令和6年度の主な取組(1)

コロナ関連保証の借換え等による資金繰り支援

物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況にある中小企業者等に対して、金融機関と連携し、伴走支援型特別保証制度(令和6年6月末取扱終了)、及び経営力強化保証制度(令和6年7月取扱開始)等の周知と積極的な活用に取り組みました。

経営力強化保証制度は、令和6年6月末で取扱いが終了した伴走支援型特別保証制度の後継制度として創設されたもので、同月、この保証制度に対応した「経営力強化資金」(県制度)が新設されました。

保証制度名		令和6年度実績			
		件数(件)	金額(百万円)	構成比(件)	構成比(金額)
全国統一制度	伴走支援型特別保証制度	5	225	0.1%	0.5%
県制度	伴走支援型借換え支援資金	697	15,022	18.6%	32.2%
全国統一制度	経営力強化保証制度	13	696	0.3%	1.5%
県制度	経営力強化資金	238	4,232	6.4%	9.1%

経営者保証を不要とする保証への取組

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進するため、経営者保証を不要とする保証制度等の周知及び利用促進に取り組みました。令和6年度は、「経営者保証に関するガイドライン」や各種の保証制度に基づき、228件について経営者保証を不要としました。

○「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証を不要とする取扱い

金融機関訪問時や研修会開催時に要件等の説明を行い、制度の周知を図りました。

【経営者保証を不要とした保証状況】

(単位:件)

	経保ガイドライン			合計
	BK 連携	財務	担保	
令和6年度	104	2	4	110

○事業者選択型経営者保証非提供制度(「横断的制度」)

担保を徴求しない保証制度等を対象として、一定の要件のもと、保証料率を0.25%又は0.45%上乘せすることにより、事業者が経営者保証を提供しないことを選択することが可能となりました。

※令和6年度実績 29件/423百万円

○伴走支援型特別保証制度(令和6年6月末取扱終了)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組に対する資金需要等に対応する制度です。

※令和6年度実績 84件/2,725百万円

○スタートアップ創出促進保証制度等

スタートアップを含む創業を促進するため、法人にて創業を予定している方や、創業後5年未満の法人で経営者保証不要にてスタートアップを図りたい方が利用できる制度が令和5年3月に創設されました。

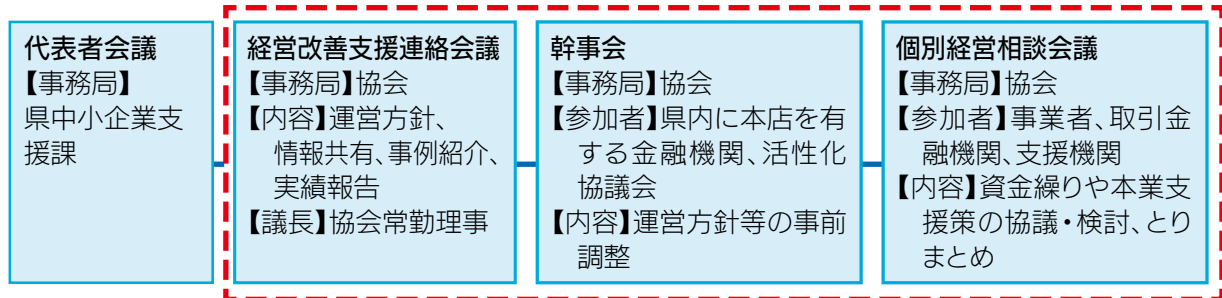
※令和6年度実績 5件/65百万円

早期の経営改善支援への取組

経営改善支援連絡会議を通じた支援

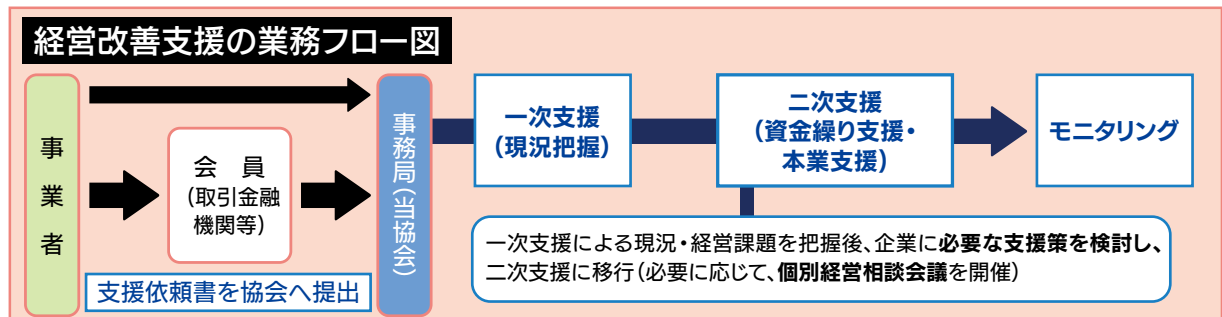
新型コロナ禍の長期化や物価高騰等により、資金繰りのみならず多様な経営課題に直面する中小企業者等に対し、地域金融機関や支援機関などが、それぞれの強み・特性を生かしながら相互に連携・協働し、早い段階から金融支援、経営改善支援に取り組むため、令和5年4月、県が設置しているかごしま中小企業支援ネットワーク内に新たに経営改善支援連絡会議を新設し、当協会の経営支援部経営相談班が事務局となり中小企業者等の収益力の改善等に取り組みました。

【かごしま中小企業支援ネットワークにおける位置づけ】



●支援フロー

- 事業者又は取引金融機関などNW会員からの支援要請に基づき、事務局職員及び支援要請機関職員において訪問・面談（1次支援）し、現況及び課題の確認を行い、2次支援の必要性を検討します。
- 2次支援においては、必要に応じて事業者、取引金融機関、支援機関、協会（事務局）で個別経営相談会議を開催し、各々の経営課題に応じて、必要な資金繰り支援、本業支援などを行います。
- 支援策の着実な実行を担保するためのモニタリングも実施します。



【1次支援実施状況（業種別）】

業 種	支援対象企業
製造業	10
建設業	4
卸売業	16
小売業	18
飲食業	9
運輸倉庫業	2
旅客運送業	0
サービス業	18
宿泊業	1
不動産業	0
その他の産業（※）	3
合 計	71

※その他の産業…自動車整備業

【2次支援（本業支援内容別支援実施状況）】

本業支援内容		支援回数
計画策定等	経営診断	13
	経営改善計画	14
	生産性向上計画	0
	その他（収益力改善計画等）	4
販路拡大、新規取引先の開拓		82
新商品の開発		7
新分野進出、業種転換		1
経費見直し、経営合理化（DX）		1
人材育成		0
補助金申請支援		0
その他（※）		40
合 計		162

※その他…税理士紹介、産業雇用安定センター紹介
事業承継・引継ぎ支援センターへの繋ぎ

令和6年度の主な取組(2)

創業支援の取組み

商工団体等の中小企業支援機関が開催する創業塾等に積極的に参加し、当協会の創業者向け保証制度の案内や個別相談会を実施しています。

また、保証後の支援として、当協会担当職員が定期的に創業者を訪問してフォローアップを実施しています。フォローアップを実施した際に専門家による支援等が必要と判断された企業については、個々の課題に応じて専門家派遣やよろず支援拠点と連携した支援を行っています。

【創業塾等への講師派遣】

- ・ 8月 鹿児島市創業スキル養成講座（鹿児島市主催）
- ・ 9月 かのやきもつき創業応援塾（かのや市商工会主催）
- ・ 10月 特定創業支援事業（日置市商工会主催）
- ・ 10月 かごしま創業塾（鹿児島商工会議所主催）
- ・ 11月 鹿屋・大隅地域創業スクール（鹿屋商工会議所主催）
- ・ 11～12月

鹿児島市創業スキル養成（実践編）講座（鹿児島市主催）



▲創業塾の様子

【創業資金の保証承諾状況】

（単位：件、百万円、%）

	件数	金額	前年比		年間計画比	
			件数	金額	件数	金額
令和6年度	159	736	85.5	90.4	83.4	81.8

【創業支援後のフォローアップ状況】

（単位：件、%）

	令和5年度実績	前年比	年間計画比
回数	102	102.0	102.0

官・民と連携した起業支援の取組み

県内で起業予定の方や新規ビジネスプランを有する方（高校生・大学生等を含む）が、「新規性及び成長性がある事業」または「地域課題の解決に資する事業」について実現可能性が高い事業プランを発表する「令和6年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト」（鹿児島県主催）が開催されました。

当協会は令和4年度からコンテストの協力企業として「かごしま起業応援団」に登録し、企業賞を提供しています。

令和7年1月25日（土）に開催された最終審査において発表した13名のうち、「地域の個性を表現するクラフトビール事業」の事業拡大を目指す「ひふみよ株式会社」を、鹿児島県信用保証協会賞として決定し、その取組内容を当協会保証月報3月号にて紹介いたしました。



▲表彰式の様子（令和7年1月25日）



▲鹿児島県信用保証協会賞受賞者の紹介記事を保証月報3月号で掲載

利用者目線に立った事務効率化への取組

的確でスピーディーな保証審査業務を行うため、保証申込手続きの電子化や審査事務手続きの見直しなどを行い、事業者や金融機関等が保証を利用しやすい環境づくりに努めました。

<保証申込手続きの電子化>

令和6年3月から、信用保証協会電子受付システムを活用した「保証申込手続きの電子化」の運用を開始しました。令和6年度は6金融機関が開始し、保証申込全体の約9割を占める金融機関での利用が可能となりました。

保証申込手続きの電子化導入金融機関	
令和6年3月	宮崎銀行（一部店舗）
令和6年11月	奄美大島信用金庫・みずほ銀行
令和6年12月	鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫
令和7年3月	鹿児島銀行・南日本銀行

<信用保証書交付の電子化>

令和3年4月から「電子保証書交付サービス」の取扱いを開始しており、令和6年度は信用保証書の99.8%を電子交付しました。

電子保証書交付サービス導入金融機関	
令和3年度	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用金庫、奄美信用組合
令和4年度	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、商工組合中央金庫
令和5年度	みずほ銀行、福岡銀行、熊本銀行

大学等への出張講座やオープンカンパニーを実施

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や信用保証協会の役割の周知を目的とした講義やオープンカンパニーを実施しました。

オープンカンパニーでは、会社説明や仕事体験ワーク、事務所見学、職員との座談会などのメニューを実施しました。

■大学等での出張講義実績

令和6年10月31日 志學館大学

■オープンカンパニーの実施状況

令和7年1月10日 1DAY 仕事体験（Web 方式）

令和7年1月21日 1DAY 仕事体験（対面方式）

令和7年2月10日 1DAY 仕事体験（Web 方式）

令和7年2月20日 1DAY 仕事体験（対面方式）



▲志學館大学での出張講義の様子▲



▲オープンカンパニー 説明会の様子▲



▲オープンカンパニー 座談会の様子▲

令和6年度の主な取組(3)

かごしま「働き方改革」推進企業としての取組

より働きやすい職場環境の整備に向けて、一般事業主行動計画に基づき次の取組を推進し、働きやすい職場環境の整備に取り組みました。

【働きやすい職場環境の整備に向けての取組】

ノー残業デー (毎週水曜日)	所定外労働時間削減を目的として毎週水曜日をノー残業デーに設定し、残業削減に向けた意識醸成を図りました。
一人あたりの有給 休暇取得10日以上	各部署で所属長が休暇取得を促すとともに、定期的にスケジュール調整を行いました。
男性職員の育児休業 等の取得促進	育児・介護休業規程に係る研修や育児休業に係るハラスメント研修を実施し、男性職員の育児休業等の取得促進に努めました。

かごしまスポーツ応援団体としての取組

鹿児島県に拠点を構える公的機関として、地域のスポーツを応援することで本県におけるスポーツ振興や地域活性化を推進する活動を行っています。当協会の以下のような活動が認められ、令和4年6月20日付で県から「かごしまスポーツ応援団体」として認定されています。

1 鹿児島ユナイテッドFCとのスポンサー契約

県内に本拠地を置き「鹿児島をもっとひとつに」という理念のもと、オール鹿児島で地域を盛り上げようとするクラブの活動に共感、賛同し、JFL リーグに参戦した平成 26 年から協賛し、応援しています。

令和6年9月7日には鹿児島ユナイテッドFCのホームゲームにおいて、小学生等を対象にした工作ブース「ゆないくーオリジナルペンライトをつくろう!」を出展し、楽しい時間を提供することができました。



▲大勢の方にご来店いただいた当協会ブース▲

2 鹿児島ギャランティカップの共催

令和6年6月8日に「第9回 Kagoshima Guarantee Cup フットサル大会」を開催しました。

金融機関等から約 250 名の方にご参加いただき、一般クラスとフレンドリークラスの2部構成でリーグ戦並びにトーナメント形式による試合を1日かけて行い、親交を深めました。



一般クラス 優勝
鹿児島銀行



フレンドリークラス 優勝
商工組合中央金庫

「鹿児島県SDGs登録制度」への登録について

令和6年1月 23 日付で県が制定する「鹿児島県 SDGs登録制度」に登録いたしました。

同制度は、SDGsに積極的に取り組む企業を登録し、各企業の取組を県のホームページ上に掲載して「見える化」して広く情報発信することで、登録企業の更なる取組を促進するとともに、県内に自発的な取組を拡げていくことを目的とした制度です。

当協会は今後も SDGs達成に向けて、経済・社会・環境課題に取り組んでまいります。



SDGsの目標達成に向けた取組

3 分野	分野ごとの課題解決に係る当協会の取組
経済分野 ・雇用所得の創出 ・観光 ・新産業 ・産官学連携	信用保証と経営支援を通じた地域経済に貢献する取組 1. 信用保証を通じた経営支援 ①中小企業者等の多様な資金ニーズを踏まえた金融支援 ②自然災害やパンデミック発生時のセーフティネット機能の発揮 2. 経営支援 経営改善支援連絡会議（通称：ゼロプロ）や専門家派遣の活用、及び中小企業活性化協議会やよろず支援拠点との連携協定による経営支援 3. 創業支援・事業承継支援 ①創業前から創業後のフォローアップまで一貫したサポート支援、鹿児島県ビジネスプランコンテストの協賛 ②支援機関や専門家と連携した事業承継支援
社会分野 ・防災 ・子育て、教育 ・健康・医療 等	地域社会の課題解決に貢献する取組 1. 働き方改革の推進 一般事業主行動計画（ノー残業デーの実施、有給休暇取得日数目標の達成、男性職員の育児休業取得の推進）の実施等によるワークライフバランス（仕事へのやりがいや充実感の醸成と子育てや介護・自己啓発など職員のプライベートの充実）を推進 2. リスク管理体制の強化（BCP 訓練、防災訓練、セキュリティ強化） 3. 大学等での講義やインターンシップの実施（金融リテラシーや創業機運の醸成） 4. スポーツ応援団体としてのスポーツ行事への協賛や共催、地域催事等への協賛
環境分野 ・低炭素・省エネ ・水・大気 ・自然環境 ・生物多様性 ・3R 等	環境問題の課題解決に貢献する取組 1. 業務のペーパーレス化（保証受付や保証書等の電子化やペーパーレス会議）の導入、再生紙など環境に配慮した素材の利用 2. ①環境負荷軽減に向けた省資源・省エネルギーなどのエコ活動の推進 ②グリーンオフィス鹿児島を意識した社内ルールの実施による省エネ活動や通年ノーネクタイの実施等

広報活動

当協会では、より多くの中小企業者の皆さまに「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組について理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。

マスメディアの活用

当協会の事業実績や取組内容について、新聞やマスメディアに対しプレスリリースや関係機関の広報誌における広告掲載を積極的に行っています。



鹿屋商工会議所会報 5月号



ニッキンオンライン
(令和6年4月26日付)

保証月報の発刊

情報誌として月次で発刊する「保証月報」では、制度創設・改正、統計データ等についてタイムリーに情報開示を行うとともに、「ギャランティー通信」コーナーで職員紹介を行う等、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めています。



パンフレットの作成

鹿児島県制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証制度のご案内」や、各種パンフレットを作成しています。



ホームページの活用

ホームページでは、保証制度や金融支援に関する情報、イベント・セミナーに関する情報等、さまざまな当協会の取組みを幅広く掲載しているほか、「保証料シミュレーション」等、便利なツールも利用できます。



ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

LINEでの情報配信

LINEのメッセージ配信機能と投稿機能を使用し、制度案内、各種セミナー情報等、多岐にわたる情報を配信しています。

定期的な友だち登録キャンペーン等を継続的に行っており、LINE登録者は徐々に増え、令和7年3月末で2,395名(前年度末より約153名増加)となりました。



LINE公式アカウント

最新情報や経営支援に役立つ情報を配信!



ノベルティの活用

令和元年度から県のかごしまの新特産品コンクールに協賛し、その受賞作品の中からノベルティを選定しています。令和6年度のノベルティには、株式会社てんげん様の「きんごきんご火山白土洗顔用クリームソープ」(令和5年度県貿易協会会長賞)を採択しました。きんごきんごオリジナルパッケージの箱に、当協会のロゴ等のシールを貼ったノベルティを作製していただきました。

また、鹿児島市内にある株式会社トータルギフト横商様には、ブック型エコ付箋メモのノベルティを作製していただきました。

いずれのグッズも大変好評をいただいております、今後も県産品から様々なノベルティを作製していきます。



▲きんごきんご火山白土洗顔用クリームソープ
(株式会社てんげん様)



▲ブック型エコ付箋メモ
(株式会社トータルギフト横商様)

デジタルサイネージ広告を実施

JR鹿児島中央駅に設置されているデジタルサイネージを使用して、下記の広告を実施しました。

令和6年4月
SDGs促進保証制度
令和6年10月
経営力強化資金
令和7年3月
職員採用募集



4月
SDGs促進保証
(中央駅コンコース)



10月
経営力強化資金
(中央駅コンコース)



3月
職員採用募集
(在来線改札横)

事業実績(1)

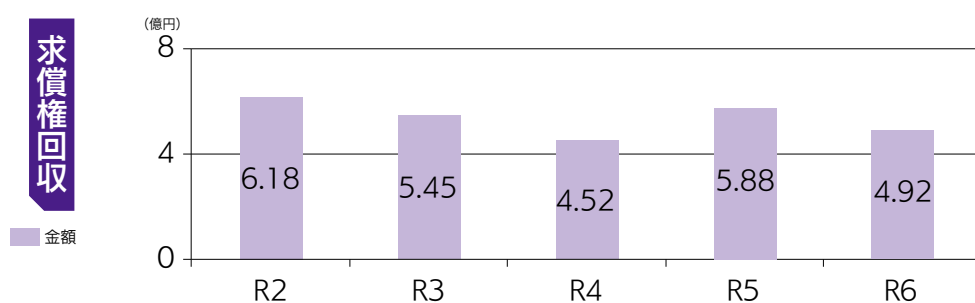
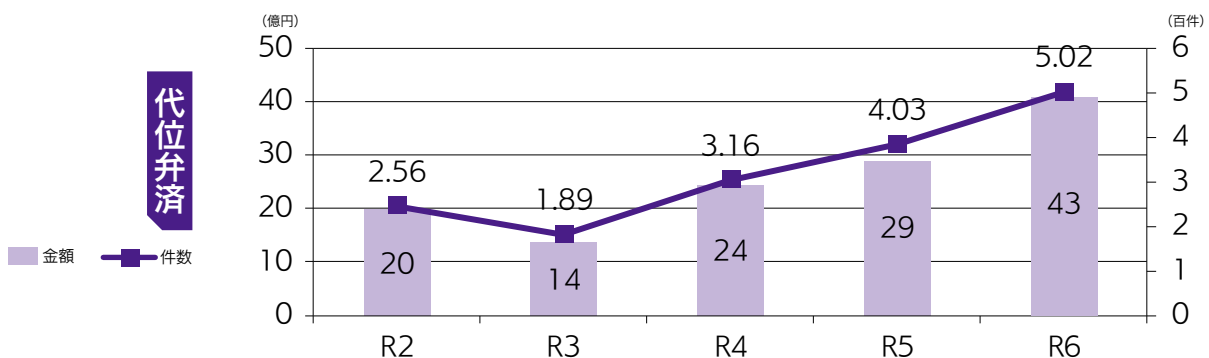
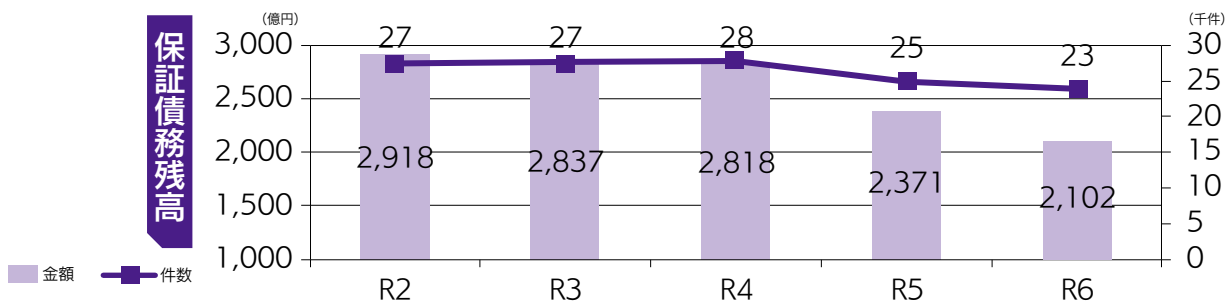
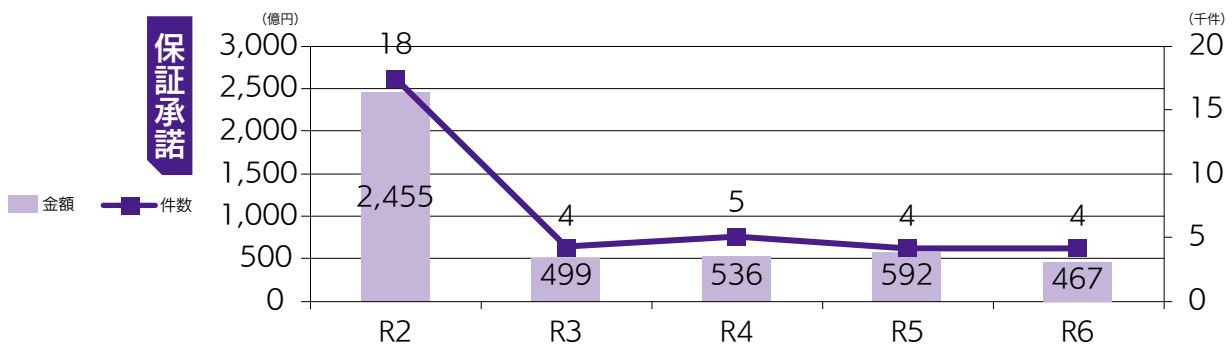
令和6年度の保証承諾は、伴走支援型借換支援資金の取扱いが6月に終了した以降は低調に推移し、前年度比78.9%（計画比86.4%）の約467億円となりました。

これを保証制度別でみると、県制度286億円（構成比61.3%）、協会制度が130億円（27.9%）、鹿児島市制度51億円（10.8%）となりました。また、業種別でみると、建設業が144億円（構成比30.8%）と最も多く、次いで飲食業を含む小売業が89億円（19.0%）、サービス業が79億円（17.0%）などとなっています。

保証債務残高は、ゼロゼロ融資の元金返済の大半が開始した令和5年度以降、減少傾向で推移しており、前年度比88.6%（計画比97.3%）の2,102億円となりました。

代位弁済については、原材料価格の高止まりや人手不足、金利上昇による返済負担増加等により中小企業者等を取り巻く環境は厳しくなっており、前年度比148.4%（計画比106.3%）の43億円と増加しました。

求償権の回収は、有担保求償権の減少、法的措置による債務整理案件の増加、債務者の高齢化等により、前年度比83.6%（計画比100.4%）の4億92百万円となりました。

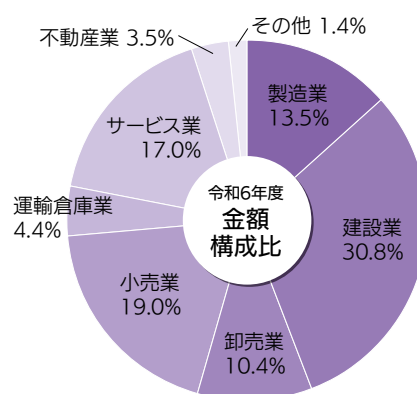


業種別実績

保証承諾

(単位：件、百万円、%)

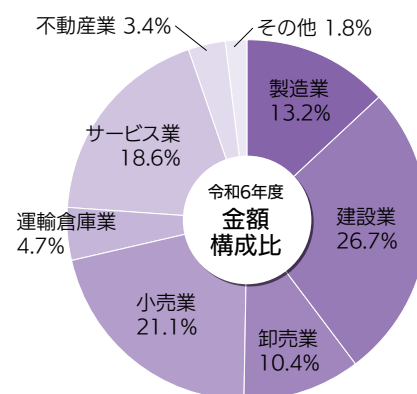
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	429	6,310	96.4	13.5
建 設 業	1,175	14,359	74.1	30.8
卸 売 業	245	4,839	73.1	10.4
小 売 業	856	8,867	73.3	19.0
運 輸 倉 庫 業	115	2,072	81.9	4.4
サ ー ビ ス 業	774	7,932	86.5	17.0
不 動 産 業	95	1,626	92.3	3.5
そ の 他	52	674	62.7	1.4
合 計	3,741	46,679	78.9	100.0



保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

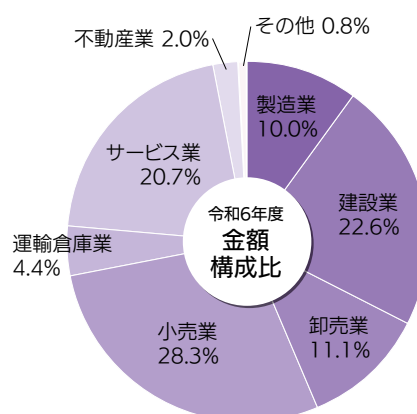
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	2,551	27,810	88.8	13.2
建 設 業	5,937	56,088	88.3	26.7
卸 売 業	1,627	21,848	86.7	10.4
小 売 業	6,026	44,423	88.9	21.1
運 輸 倉 庫 業	708	9,879	86.5	4.7
サ ー ビ ス 業	5,020	39,075	90.0	18.6
不 動 産 業	743	7,230	89.2	3.4
そ の 他	448	3,802	90.7	1.8
合 計	23,060	210,154	88.6	100.0



代位弁済

(単位：件、百万円、%)

区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	52	426	117.7	10.0
建 設 業	111	963	123.7	22.6
卸 売 業	34	473	126.7	11.1
小 売 業	166	1,202	141.2	28.3
運 輸 倉 庫 業	17	188	132.0	4.4
サ ー ビ ス 業	104	879	261.1	20.7
不 動 産 業	8	86	472.9	2.0
そ の 他	10	35	995.8	0.8
合 計	502	4,251	148.4	100.0

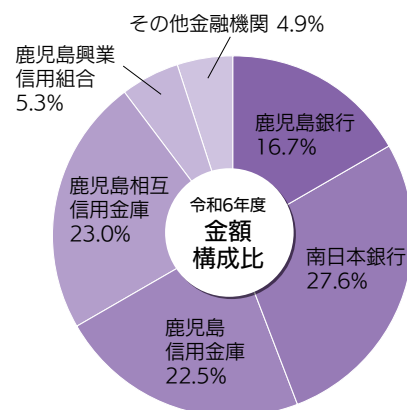


金融機関別実績

保証承諾

(単位：件、百万円、%)

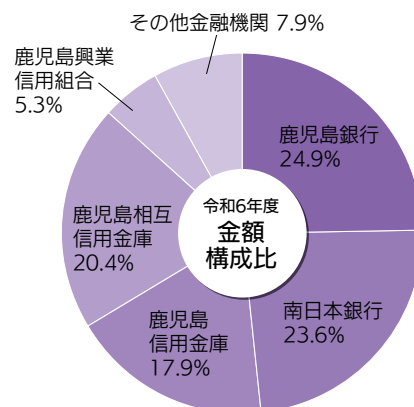
区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
鹿 児 島 銀 行	671	7,807	74.2	16.7
南 日 本 銀 行	1,043	12,874	95.3	27.6
鹿児島信用金庫	743	10,504	65.4	22.5
鹿児島相互信用金庫	774	10,715	78.8	23.0
鹿児島興業信用組合	353	2,487	95.6	5.3
その他金融機関	157	2,293	79.1	4.9
合 計	3,741	46,679	78.9	100.0



保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

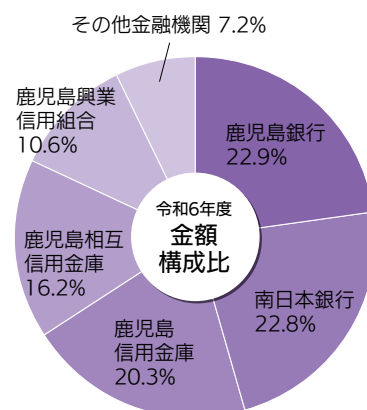
区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
鹿 児 島 銀 行	5,248	52,224	84.1	24.9
南 日 本 銀 行	5,559	49,516	90.8	23.6
鹿児島信用金庫	3,882	37,661	91.8	17.9
鹿児島相互信用金庫	4,725	42,937	91.6	20.4
鹿児島興業信用組合	1,996	11,173	87.4	5.3
その他金融機関	1,650	16,643	83.9	7.9
合 計	23,060	210,154	88.6	100.0



代位弁済

(単位：件、百万円、%)

区 分	件 数	金 額		
			前年度比	構成比
鹿 児 島 銀 行	80	975	235.9	22.9
南 日 本 銀 行	132	971	133.3	22.8
鹿児島信用金庫	112	862	133.8	20.3
鹿児島相互信用金庫	81	687	139.0	16.2
鹿児島興業信用組合	62	450	173.8	10.6
その他金融機関	35	306	93.9	7.2
合 計	502	4,251	148.4	100.0

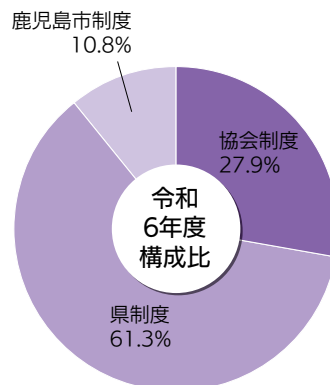


その他の保証承諾実績

制度別保証承諾

(単位：百万円)

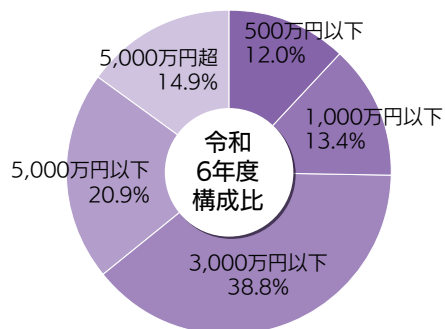
区分	R4		R5		R6	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
協会制度	14,035	26.2	14,172	23.9	13,016	27.9
県制度	35,098	65.5	40,390	68.2	28,598	61.3
鹿児島市制度	4,446	8.3	4,623	7.8	5,065	10.8
合計	53,579	100.0	59,185	100.0	46,679	100.0



金額別保証承諾

(単位：百万円)

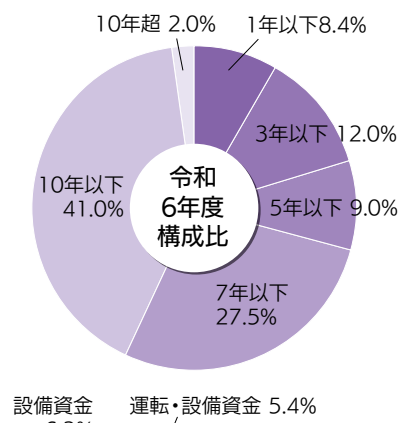
区分	R4		R5		R6	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
500万円以下	7,652	14.3	6,122	10.3	5,614	12.0
1,000万円以下	8,221	15.3	7,243	12.2	6,238	13.4
3,000万円以下	30,391	56.7	21,672	36.6	18,120	38.8
5,000万円以下	4,085	7.6	13,838	23.4	9,764	20.9
5,000万円超	3,230	6.0	10,310	17.4	6,943	14.9
合計	53,579	100.0	59,185	100.0	46,679	100.0
1件当平均保証金額(千円)	10,512		13,571		12,478	



期間別保証承諾

(単位：百万円)

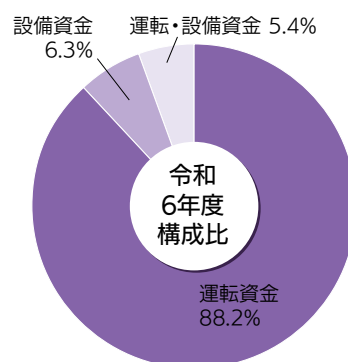
区分	R4		R5		R6	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1年以下	4,175	5.8	3,900	6.6	3,944	8.4
3年以下	7,277	10.1	7,174	12.1	5,612	12.0
5年以下	25,767	35.7	4,236	7.2	4,205	9.0
7年以下	10,592	14.7	11,731	19.8	12,854	27.5
10年以下	22,902	31.8	30,736	51.9	19,125	41.0
10年超	1,372	1.9	1,407	2.4	940	2.0
合計	72,085	100.0	59,185	100.0	46,679	100.0
1件当平均保証期間(か月)	72.6		75.0		73.2	



資金用途別保証承諾

(単位：百万円)

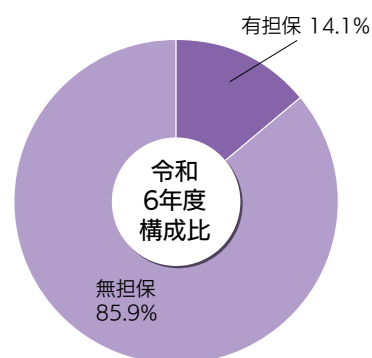
区分	R4		R5		R6	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	48,479	90.5	52,657	89.0	41,193	88.2
設備資金	3,030	5.7	3,319	5.6	2,944	6.3
運転・設備	2,069	3.9	3,209	5.4	2,542	5.4
合計	53,579	100.0	59,185	100.0	46,679	100.0



担保・無担保別保証承諾

(単位：百万円)

区分	R4		R5		R6	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有担保	6,185	11.5	8,325	14.1	6,604	14.1
無担保	47,394	88.5	50,859	85.9	40,075	85.9
合計	53,579	100.0	59,185	100.0	46,679	100.0



令和6年度

収支報告(1)

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

借		方	貸		方
科	目	金 額	科	目	金 額
現	金	0	基	本 財 産	17,619,004,096
現	金	0	基	金	5,789,337,000
小	切 手	0	基	金 準 備 金	11,829,667,096
預	け 金	7,185,241,583	制	度 改 革 促 進 基 金	0
当	座 預 金	0	収	支 差 額 変 動 準 備 金	8,737,770,972
普	通 預 金	1,655,427,801	そ	の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通	知 預 金	0	責	任 準 備 金	1,471,004,623
定	期 預 金	5,520,000,000	求	償 権 償 却 準 備 金	342,343,388
郵	便 貯 金	9,813,782	退	職 給 与 引 当 金	536,965,244
金	銭 信 託	0	損	失 補 償 金	5,455,290,822
有	価 証 券	24,001,975,775	保	証 債 務	210,153,904,695
国	債	0	求	償 権 補 填 金	0
地	方 債	0	保	険 金	0
社	債	23,999,975,775	損	失 補 償 補 填 金	0
株	式	2,000,000	借	入 金	0
受	益 証 券	0	長	期 借 入 金	0
新	株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
フ	ァ ン ド 出 資	0	短	期 借 入 金	0
譲	渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
そ	の 他	0	収	支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動	産 ・ 不 動 産	1,176,174,796	雑	勘 定	5,402,318,468
事	業 用 不 動 産	1,131,718,525	仮	受 金	73,107
事	業 用 動 産	44,456,271	保	険 納 付 金	52,761,493
所	有 動 産 ・ 不 動 産	0	損	失 補 償 納 付 金	6,739,968
建	設 仮 勘 定	0	未	経 過 保 証 料	5,342,046,366
損	失 補 償 金 見 返	5,455,290,822	未	払 保 険 料	697,534
保	証 債 務 見 返	210,153,904,695	未	払 費 用	0
求	償 権	1,157,914,898	有	価 証 券 未 払 金	0
譲	受 債 権	0			
雑	勘 定	588,099,739			
仮	払 金	2,019,215			
保	証 金	0			
厚	生 基 金	65,837,000			
連	合 会 勘 定	2,108,638			
未	収 利 息	52,815,054			
有	価 証 券 未 収 入 金	0			
未	経 過 保 険 料	465,319,832			
合	計	249,718,602,308	合	計	249,718,602,308

財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

資		産	負		債
科	目	金 額	科	目	金 額
現	金	0	そ	の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
預	け 金	7,185,241,583	責	任 準 備 金	1,471,004,623
金	銭 信 託	0	求	償 権 償 却 準 備 金	342,343,388
有	価 証 券	24,001,975,775	退	職 給 与 引 当 金	536,965,244
動	産 ・ 不 動 産	1,176,174,796	損	失 補 償 金	5,455,290,822
損	失 補 償 金 見 返	5,455,290,822	保	証 債 務	210,153,904,695
保	証 債 務 見 返	210,153,904,695	求	償 権 補 填 金	0
求	償 権	1,157,914,898	借	入 金	0
譲	受 債 権	0	雑	勘 定	5,402,318,468
雑	勘 定	588,099,739			
合	計	249,718,602,308	合	計	223,361,827,240
			正	味 財 産	26,356,775,068

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

借 方
預け金
有価証券
不動産等
求償権
未経過保険料
その他

借 方

基本財産
制度改革促進基金
収支差額変動準備金
責任準備金
求償権償却準備金
退職給与引当金
未経過保証料
未払保険料
その他

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係わる保証料）を計上しています。

収支報告(2)

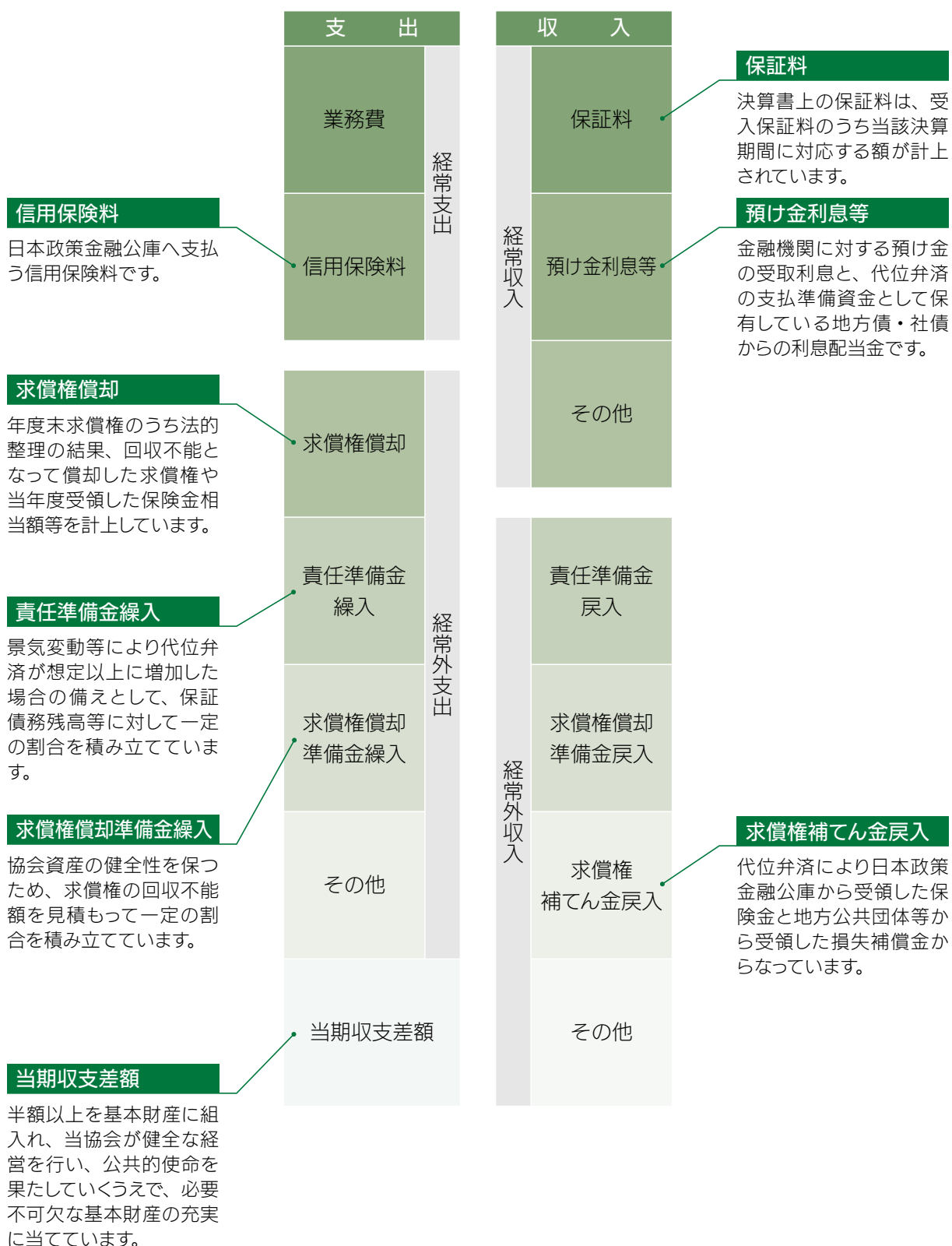
収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科	目	金	額
経常収入			2,902,226,311
保証料			2,047,692,180
預け金利			4,099,302
有価証券利息配当金			285,234,491
調査料			0
延滞保証料			0
損害補助金			7,327,161
事務補助金			302,313,301
責任共有負担金			242,077,000
雑収			13,482,876
経常支出			1,954,460,127
業務費			797,106,919
役員給与			416,038,081
退職給与引当金繰入			47,254,071
その他の人件費			108,069,885
旅費			1,832,184
事務費			55,292,150
賃借料			29,437,785
不動産・不動産償却			42,148,479
信用調査費			5,774,982
債権管理費			19,440,245
指導普及費			17,764,571
負担金			54,054,486
借入金利息			0
信用保証料			1,139,167,523
責任共有負担金納付金			0
雑支出			18,185,685
経常収支差額			947,766,184
経常外収入			5,270,409,114
償却求償権回収金			66,218,942
責任準備金戻入			1,548,869,132
求償権償却準備金戻入			229,869,588
求償権補填金戻入			3,425,446,752
保険金			3,187,241,235
損失補償補填金			238,205,517
有価証券評価益			0
有価証券売却益			0
補助金			0
その他の収入			4,700
経常外支出			5,571,540,015
求償権償却			3,747,821,875
譲受償却			0
雑勘定償却			9,912,531
有価証券評価損			0
有価証券売却損			0
退職金			3,000
責任準備金繰入			1,471,004,623
求償権償却準備金繰入			342,343,388
その他の支出			454,598
経常外収支差額			△301,130,901
制度改革促進基金取崩額			0
収支差額変動準備金取崩額			0
当期収支差額			646,635,283
収支差額変動準備金繰入額			215,000,000
基本財産繰入額			431,635,283
又			
基本財産取崩額			

収支計算書の用語解説



基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍（定款倍率）となっています。

基本財産の構成

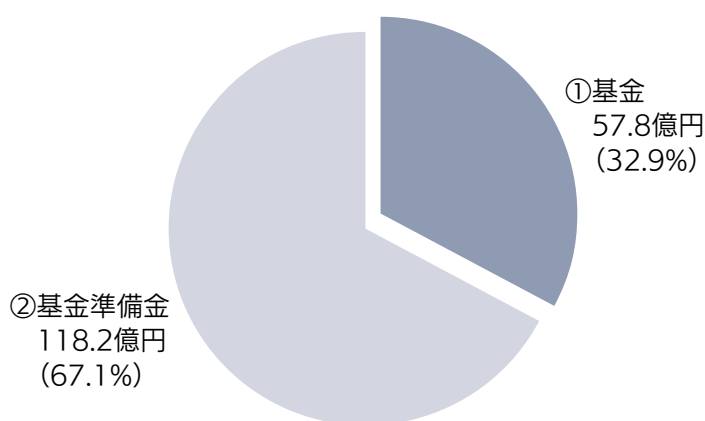
基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体や金融機関等からの出えん金と負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己資金造成資金です。

基本財産の内訳

(令和7年3月末現在)

基本財産 176億1,900万円		
① 基金		57億8,933万円
	出えん金	44億0,733万円
	金融機関等負担金	13億8,200万円
② 基金準備金		118億2,966万円



コンプライアンス態勢

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

● 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE 2025 | 30

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業者等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会制度の確立をもって中小企業者等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データ内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号
電話番号	099-223-0273
部 署 名	総 務 部

役員・機構図

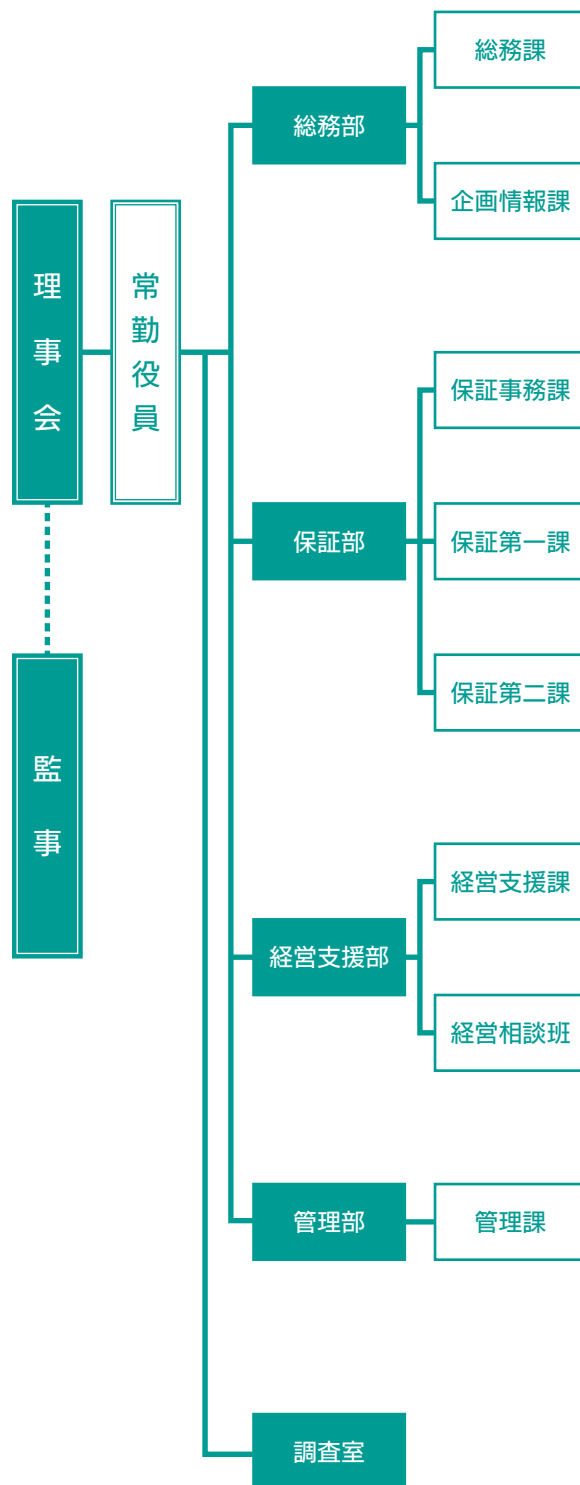
役員

(令和7年6月1日現在)

会 長	川 野 敏 彦
専務理事	前 田 洋 一
常務理事	相 星 明 宏
理 事	北 村 貴 志 鹿児島県商工労働水産部長
理 事	濱 崎 誠 二 鹿児島市産業局長
理 事	小 正 芳 史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理 事	森 義 久 鹿児島県商工会連合会会長
理 事	岩 崎 芳 太 郎 鹿児島商工会議所会頭
理 事	郡 山 明 久 鹿児島銀行取締役頭取
理 事	田 中 暁 爾 南日本銀行取締役頭取
理 事	永 倉 悦 雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理 事	市 川 博 海 鹿児島信用金庫理事長
理 事	満 田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監 事	三 雲 俊 哉
監 事	永 野 和 行 鹿児島県町村会副会長(肝付町長)
監 事	大 園 豊 税理士

機構図

(令和7年4月1日現在)



お問い合わせ

お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部(代表)		099-223-0271	099-222-1093
保証事務課	信用保証申込受付、信用保証書発行	099-210-7365	
保証第一課	①保証審査 ②保証審査(創業)	①099-210-7362 ②099-210-7367	
保証第二課	①保証審査 ②保証審査(創業)	①099-210-7364 ②099-210-7367	
経営支援部(代表)		099-223-0274	099-210-7397
経営支援課	条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告、事業承継支援	099-210-7369	
経営相談班	経営改善支援連絡会議の運営、早期経営支援	099-221-0231	
管理部(代表)		099-223-0272	099-223-0318
管理課 (回収部門)	求償権の管理・回収	099-210-7390	
管理課 (代位弁済部門)	代位弁済、保険金請求・受領	099-210-7391	
総務部(代表)		099-223-0273	099-223-6399
総務課	人事、給与、労務管理、予算・決算、庶務、研修	099-210-7381	
企画情報課 (企画部門)	経営計画策定・評価、広報、統計、コンプライアンス、個人情報保護	099-210-7387	
企画情報課 (電算部門)	電算システム運用・管理	099-223-0654	

アクセス

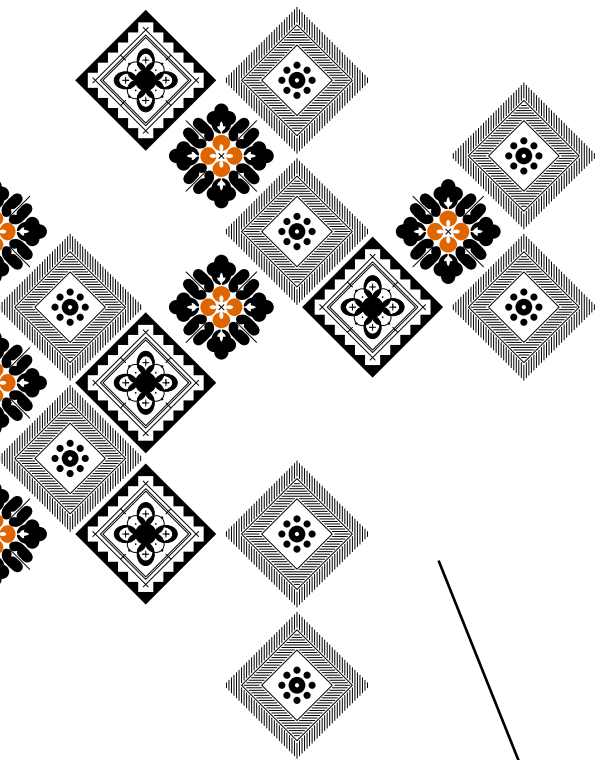


〒892-0846
鹿児島県鹿児島市加治屋町14-3

- [5階] 総務部
- [4階] 管理部
- [3階] 経営支援部
- [2階] 保証部

- 市電.....「高見馬場」電停下車 徒歩2分
- バス.....「加治屋町」バス停下車 徒歩3分

※お車で越しの際は、1階お客様駐車場をご利用ください。



KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE 2025



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

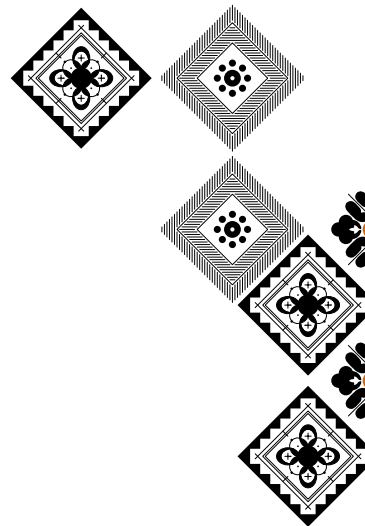
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE



鹿児島県SDGs登録事業者
登録証



鹿児島県信用保証協会は、
令和6年1月23日付で「鹿児島県SDGs
登録事業者」に登録されました。

鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島県信用保証協会は、
「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。



かごんまの色

【まっぼしトーン編】

このパンフレットは「かごんまの色
まっぼしトーン」を使用し制作して
います。